

福島県ニホンザル管理計画
(第4期計画)

(策定：令和4年3月)

(変更：令和7年3月)

福 島 県

目次

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	目的	1
(2)	背景	1
(3)	第3期計画の実施状況と課題	2
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象とする区域	2
5	管理の目標	3
(1)	現状	3
(2)	管理の目標	7
(3)	目標を達成するための施策を行う際の基本的な考え方	7
(4)	加害レベル評価	7
(5)	目標を達成するための具体的な手法	9
6	数の調整に関する事項	9
7	普及啓発及び人材育成に関する事項	11
(1)	普及啓発	11
(2)	人材育成	11
8	計画の実施体制	12
(1)	計画の実施体制（全般的事項）	12
(2)	モニタリング調査及びフィードバックの実施体制	12
(3)	各市町村における計画の実施体制及び対策への取り組み	13
9	その他計画の推進に当たって必要な事項	14
(1)	隣接市町村及び隣県との連携	14
(2)	交雑防止	15
(3)	生活環境被害、市街地出没及び人的被害への対応	15
	引用文献	16
	附属資料	17

1 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

ニホンザル (*Macaca fuscata*) (以下「サル」といいます。) の個体群管理や生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施し、管理ユニットにより適正に管理することにより、農林業等の被害の軽減と個体群の安定的な維持を図ることを目的とします。

(2) 背景

サルは、本州、四国、九州及びその周辺のいくつかの島に生息する日本固有の霊長類です(図表1)。

本県のサルは、「南奥羽・飯豊南(飯豊・朝日)」(以下「南奥羽・飯豊南」といいます。)、「原町」、「只見」及び「志賀・日光」の4つの個体群に分類され(図表2参照)、会津盆地の平坦部を除く会津地方の全域、中通り北部、中通り南部及び浜通り北部に分布しておりますが、個体群については、近年その境界が近接しており、その分布域も拡大する傾向にあります(図表3参照)。

近年の分布拡大の長期的な要因としては、サルの群れが人里近くに進出し、安定した餌環境を取り入れたこと、また、積雪及び厳寒期の減少等の気候的要因も加わり、特に若年個体や高齢個体の死亡率が低下したことが挙げられます。さらに、中山間地において、人口の減少と高齢化に伴いサルへの排除圧力が低下したこと等が考えられます。

なお、最近の状況として、東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」といいます。)の影響により、避難を指示された区域において、人の生活空間でサルへの排除圧力を加えることが困難な状態にあるため、人家等への侵入被害が生じており、今後も人間の生活空間への遊動域拡大が懸念されます。

サルが狩猟獣であり、農林業が主要産業であった昭和20年頃には、農作物を守るため、サルの追い払い等が日常的に行われていたとともに、戦後の食糧難等への対応のため捕獲された個体の肉又は毛皮が利用されるなど、人とサルは緊張関係を保ってきました。しかし、現在、高齢化や過疎化による社会構造の変化等により、かつての人とサルとの関係を維持することは困難となっています。

このため、本県においては、平成19年3月に福島県ニホンザル保護管理計画(第1期計画)を策定し、当該計画に掲げられている「群れ対策」及び「広域対策」の区分に基づき、県及び市町村が中心となって総合的な対策を進めてきました。

第1期計画策定以降、計画対象区域内の市町村では、当該計画に基づく「市町村ニホンザル保護管理事業実施計画」(以下「実施計画」といいます。)を策定し、モニタリング調査や対策を進めているところです。

また、サルによる農作物被害が生じている市町村では、「鳥獣による農林水産業等

に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）」（以下「鳥獣被害防止特措法」といいます。）が施行されたことに伴い、対策協議会を設置するとともに、鳥獣被害防止計画を策定し、各種対策を実施しているところです。

その他、森林環境税を活用した里山林整備事業により、身近な森林（里山林）において、地域住民が行う人間の生活空間と野生動物の生息域の間の境界を明確にするための緩衝帯の整備を支援しているところです。

（3）第3期計画の実施状況と課題

第3期計画の対象となった29市町村のうち14市町村が、第3期計画に基づく実施計画を策定し、サルの被害対策や生息状況などのモニタリング調査を実施してきました。

しかしながら、まだ実施計画を策定していない市町村が半数以上あるほか、計画を策定した市町村の中にもモニタリング調査が不十分な事例も見られ、さらなる取組が必要と考えられます。また、市町村の実実施計画に基づくモニタリング調査結果などから、原発事故の影響のある避難指示区域等では群れの遊動域の拡大が確認されており、被害の拡大も懸念されます。

このため、第4期計画においては、第3期計画の管理の目標に示す具体的な手法などについて引き続き実施していく必要があることから、第3期計画の内容を踏襲するとともに、併せて、これまでの取組を踏まえデータの更新及び文言の修正を行うこととします。加えて避難指示区域等において生息情報が不足している地域があることから、当該地域における市町村によるモニタリングの実施や計画策定を促進することとします。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5ヶ年）

（上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画の期間と同様とします。）

4 計画の対象とする区域

県内でサルの群れが生息し、具体的に群れに対する対策が必要な下記の30市町村とします。

【県 北】福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町

【県 中】天栄村、田村市

【県 南】西郷村

【会 津】喜多方市、北塩原村、西会津町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

【南会津】下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

【相 双】相馬市、南相馬市、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

なお、上記の市町村以外にも、ハナレザル（群れを離れて行動する個体）の出没又はサルが定着することによる被害発生のおそれがあるため、サルによる被害及び対策等に係る普及啓発に関しては、県内全域を対象とします。

5 管理の目標

(1) 現状

ア 生息状況

(ア) 生息状況の推移

本県のサルに関する生息状況調査の記録としては、大正12年（1923年）に全県を対象に行ったアンケート調査があります。これによると、当時のサルの生息状況は、阿武隈高地にある山木屋村（現川俣町）、旭村（現二本松市岩代地域）のほか、南会津郡、水保村（現福島市）、茂庭村（現福島市）、奥川村（現西会津町）等に及んでいたことが記録されています（図表4参照）。

その後のサルの生息状況については、昭和28年（1953年）の調査により、只見地区、東西吾妻地区及び茂庭地区の3箇所、さらに昭和39年（1964年）の調査により、南会津郡及び信夫郡（現福島市）に生息していたことが記録されています（図表4参照）。なお、明治初期から第2次世界大戦後にかけて、サルの分布域は急速に縮小しました。その原因は、人口増加により人の居住地域、耕作地及び針葉樹の植林地が拡大したこと、狩猟用の銃器の普及によりサルの捕獲が進み、それに伴い生息数が減少したこと、森林の開発により個体数及び群れが減少したことによるものと考えられます。

その後、近年におけるサルの分布域については、1（2）の要因により、拡大に転じています。

近年における本県の状況としては、昭和53年（1978年）の全域調査により、福島市、原町市（現南相馬市原町区）、猪苗代町、只見町及び田島町（現南会津町田島）等の地域にサルの生息が確認されています（図表5参照）。

また、平成9年（1997年）及び平成14年（2002年）の調査により、サルの分布は徐々に広がる傾向にあることが判明し、分断されていた生息域が連続性を取り戻

しつつあることが確認されています（図表 5 参照）。

さらに、平成 17 年（2005 年）の調査結果により、群れの分布域は引き続き拡大しているとともに、「只見个体群」及び「志賀・日光个体群」との境界が不明確になっており、「原町个体群」及び「南奥羽・飯豊南个体群」間の距離も近づいていることが判明しています（図表 6 及び図表 7 参照）。

なお、実施計画の策定市町村数が年々増加していることに伴い、当該市町村における生息状況についても徐々に明らかになっており（図表 8 及び図表 9 参照）、年度ごとの実施計画策定時において確認されている群れ数及び生息数については、概ね増加傾向にある一方、1 つの群れ当たりの個体数（平均）については減少傾向にあります。その原因としては、実施計画に基づく個体数調整に伴い、群れが縮小したことによるものと考えられます。

参考までに、平成 14 年に発行された環境省のレッドデータブックでは、東北地方の个体群は「絶滅のおそれのある地域个体群」とされておりましたが、平成 19 年のレッドリストの見直しでは、東北地方のサルが増加傾向にあるため、北上山地・奥羽山脈北部を除き、希少のランク外とされています。

（イ）現在の生息状況

1（2）のとおり、県内の群れ分布は、「南奥羽・飯豊南」、「原町」、「只見」及び「志賀・日光」の 4 つの个体群に分類されます。

なお、第 4 期計画における各地域の个体群の区域設定に際しては、分布域の拡大に伴い个体群の境界が曖昧になっているため、地形や市町村界等に基づいた区域設定が困難であるものの、便宜上地形等によって区分することとします。（図表 3 参照）

また、4 の計画対象市町村（30 市町村）のうち、令和 3 年度において実施計画を策定している市町村は 14 市町村であり、各地域の个体群の範囲及び実施計画策定市町村が把握している群れの分布図を表したものは図表 11 のとおりです。

令和 3 年度において実施計画を策定している市町村が把握している群れの数は計 149 群、群れにおける推定生息数は計 8,101 頭～8,457 頭となっております。（図表 10 参照）

さらに、第 1 期計画においては、群れへの対策が複数の市町村に及ぶ場合の調整を行う単位として、6 つの管理ユニット（南相馬、福島、猪苗代、西会津、只見及び南会津ユニット）に区分しましたが、第 2 期計画以降は、个体群と同様に、ユニットについてもその境界が曖昧になっていると考えられます。第 4 期計画では、管理ユニットを相双、福島、会津北部、只見及び会津南部の 5 つの管理ユニットに区分し、管理ユニット毎に群れの情報共有を進めるものとし（図表 11 参照）。

なお、群れの遊動域及び遊動域内の生息数を把握することは、サルに適正な管理を行う上で重要ですが、既に遊動域を把握している群れについても、周囲の環境変化に応じて遊動域を変えていくため、今後も計画対象市町村内における実施計画策定をより一層促進し、実施計画策定の際の定期的なモニタリング調査（８（２））等により、サルに適正な管理に努めることが重要です。特に、原発事故の影響のある避難指示区域等では、サルの遊動域が変化し被害の拡大も懸念されることから、モニタリング調査等による生息状況の把握が重要となっています。

イ 生息環境

現在、本県のサルの群れは、会津盆地の平坦部を除く会津地方の全域、中通り北部、中通り南部及び浜通り北部で確認されており、自然度の高い地域から、民家が点在するいわゆる中山間地を生息地としています。

生息地の状況としては、自然度の高い地域では広葉樹が残っている一方、中山間地では高齢化や過疎化とともに耕作放棄地が増加しています。このような環境は、サルにとって餌場や隠れ場所となり、生息するために十分な環境を与えることとなることから、近年は中山間地への分布が拡大しています。県内における過疎・中山間地域の範囲が本県面積の８１．９％（平成２７年時点）（図表１２参照）であることを考慮すると、今後、県内のさらに広い範囲に分布域が拡大する可能性があります。

また、中山間地は、集落と集落の間の山塊が浅く、サルが人と接する機会が多いため、サルと人とのあつれきが生じやすい状況となっています。

ウ 農作物の被害状況

サルによる農作物被害は、昭和５３年（１９７８年）に福島市の茂庭地区及び原町市（現南相馬市原町区）において顕在化し始め、１９９０年代に入ると県北及び相双地方における被害が増大し、会津地方の西会津町においても１９８９年頃から被害が発生しました。令和２年度において、サルによる被害が発生している市町村は、いわきを除く各地方の計１８市町村に及んでいます（図表１３参照）。

また、農作物被害は野菜を中心として、果樹、稲、いも類及び雑穀等、県内で栽培されている多くの品目に及んでいます（図表１４参照）。

さらに、サルは昼行性で、群れで行動することから、その行動がよく目立つことで被害感情を増幅させている一因となっていると考えられます。

なお、統計上被害額には計上されませんが、中山間地においては、自家消費型の農作物の被害も相当量に上っているものと思われ、被害の顕在化に伴い耕作意欲が低下し、さらなる耕作放棄地の拡大を引き起こす悪循環を生じていると考えられます。

エ 生活環境被害及び人的被害の状況

生活環境被害及び人的被害については、人家への侵入被害や市街地におけるハナレザル（9（3））による人身被害があります。

特に、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の影響に伴い、避難を指示された区域において、家屋への侵入被害や糞害等の生活環境被害が生じており、帰還後の生活再建の障害となることが危惧されています。

オ 個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の現状

本県で行われている個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策については、テレメトリー調査、誘因物の除去、追い払い又は電気柵の設置、発信器を用いたサル警戒システムの活用（システムを活用した対策）など、全国各地で実施されている対策が行われています。

国や県及び市町村等の補助事業等により、電気柵の設置、テレメトリー調査による加害群の特定・追い上げ等、様々な取り組みが実施されています。一方で、電気柵設置後のメンテナンスが十分ではなかったり、日中の人員不足により追い上げが継続できない等、地域の実情によって、必ずしも対策が十分な機能をしていないところもあります。

有害鳥獣捕獲及び群れ管理としての数の調整のための捕獲（個体数調整捕獲）も各地で行われています。本県におけるサルの捕獲については、サルの群れが多く確認されている福島市、南相馬市、西会津町及び、南会津町、喜多方市、猪苗代町等を中心に行われており、平成20年度をピークに減少してきました。しかし、会津地方及び南会津地方における捕獲数は平成25年度から増加傾向となっています。（図表15）

また、有害鳥獣捕獲等の担い手となる狩猟者については、昭和60年頃から、減少及び高齢化が顕著であり（図表16参照）、原発事故による放射性物質の影響による野生鳥獣の肉の摂取制限などの理由から利活用できなくなっており、近年では狩猟免許所持者は微増であるもののさらなる狩猟者の減少が進み、今後市町村における捕獲組織の編成が困難になることも予想されます。

なお、被害対策としての捕獲と農作物被害との関係については、個体数の減少又は群れの排除を行った後に、別の群れが侵出し被害が増加した事例や、群れに対する捕獲圧を高めた結果、群れの分裂を引き起こし生息域及び被害の拡大をもたらした事例があります。

全県的に捕獲数が増加しているにも関わらず、被害金額が増加している年度もあることから（図表17参照）、捕獲のみによる対策では十分な効果は得られないと考えられます。

(2) 管理の目標

サルは、学習能力や適応能力が高く、食物への執着心も強いため、同一の被害防除対策（花火などを用いた追い払い等）を個々に継続するだけでなく、地域全体又は周辺地域にも広げなければ農作物被害の拡大を阻止することは困難であり、状況に応じて被害防除の手法を変えながら、防除対策をより広域に実施し被害の軽減を図らなければなりません。

その一方で、サルは日本固有種であるとともに、本県の豊かな自然環境を構成する野生動物であることから、その個体群を維持し、次世代に継承していくことも重要です。

以上のことから、1（1）のとおり、「サルの個体群管理や生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施し、管理ユニットにより適正に管理することにより、農林業等の被害の軽減と個体群の安定的な維持を図る」ことを目的とし、この目的を達成するため、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策を主軸として、将来を見据えた「中長期目標」及び第4期計画の計画期間を対象とする「短期目標」を下記のとおり定めます。

区分	個体群管理	生息環境管理	被害防除対策
中長期目標	地域個体群の安定的な維持を図る。	人とサルとのすみ分けを図る。	農林業等被害を軽減させる。
短期目標	加害群の増加を抑制する。	生息域・遊動域の拡大を抑制する。	農林業等被害を増加させない。

(3) 目標を達成するための施策を行う際の基本的な考え方

上記の目標を達成するための施策を行う際には、モニタリング調査や、集落環境診断等により把握している群れの状態、被害の状況、人間に対する馴化の状況、農作物への依存度及び地域の実情等を勘案した上で、群れごとの管理方針を決定し、これらの状況等に応じた対策を講じるとともに、地区の特性に応じた管理を行うことを基本とします。

(4) 加害レベル評価

環境省が定める「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」に準じて、加害群の農林業及び生活環境に及ぼす被害水準（以下、「加害レベル」という。）を評価し、対策に生かしていくことが重要です。この加害レベルは、加害群の定着及び拡大が確認されている市町村において、当年度の実施計画と合わせて評価し、毎年度において検証、評価を行うこととします。なお、この評価には「ニホンザル加害レベルチェックシート」（以下「チェックシート」という。）を

用いて実施し、県は、チェックシート作成の指導、助言を行うとともに、学識者の助言を受けるものとします。

【加害レベルの定義】

レベル	定義	群れへの対応	点数	
			通常地域	避難地域
1	群れは集落にたまたみ出沒するが、ほとんど被害がない。	経過観察	7P～12P	7P～12P
2	群れの出沒は季節的に農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。	追い上げ等被害対策の強化	13P～21P	13P～17P
3	群れは季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。	被害対策の強化と個体数調整の併用（選択捕獲）	22P～24P	18P～21P
4	群れ全体が通年耕作地に出沒し、常時被害がある。 人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が発生している。	被害対策の強化と個体数調整の併用（部分捕獲）	25P～28P	22P～25P
5	群れ全体が通年・頻繁に出沒している。 人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。	被害対策の強化と個体数調整の併用（全頭捕獲）	29P～	26P～

【ニホンザル加害レベルチェックシート】

レベルポイント	生息環境	群れの出沒確認	目視できる平均的な規模(人の生活空間)	人への反応	農作物被害状況	生活被害状況	調査レベル
1	山奥に生息している(人の生活空間には出沒しない)	ほぼ見かけることがない	目視困難	遠くにいても人の姿を見るだけで逃げる(50m以上)	無い	無い	目視観察により群れを確認している
2	孤立民家が点在する	季節的に見かけるときがある	2～3頭程度の出沒が多い	遠くにいても人が近づくと逃げる(50m以内)	極軽微な被害がある	宅地周辺で見かける	目視観察や聞き取りにより、群れのおおよその行動圏を把握している
3	数戸～30戸程度の集落が複数存在する	通年で週に一度程度見かけることがある	群れの10%以内の規模での出沒が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内まで近づくと逃げる	生活に支障をきたす被害が発生している(再生産が可能)	庭先に来る屋根に登る	目視観察や聞き取りから、行動圏と個体数を推測している(発信機未装着)
4	行動圏内に市街地(店舗や商業施設、会社などが存在する地域)がある	通年で、週に複数回見かける	群れの3分の1以内での出沒が多い	20m以内に近づいても逃げない	生活が困難な被害が発生している(精神的苦痛を大きく感じる、再生産が難しい)	器物を破壊する納屋に進入する	群れ個体(メス)に発信機(VHFまたはGPS)を装着しており、これを活用して行動圏を把握している
5	行動圏内に住宅密集地(人口密度高い場所)がある	通年でほぼ毎日見かける	群れの半数程度での出沒が多い	追い払っても逃げない。または、人が近づくと威嚇するサルがいる	次年度生産を断念する生産農家が数名以上いる	住居侵入が常態化	発信機を活用して行動圏の把握と、個体数カウント(年齢構成、雌雄別)を行っている(外部委託を含む)

(5) 目標を達成するための具体的な手法

(3) を踏まえた上で、(2) に掲げる目標を達成するための具体的な手法としては、下記の対策が考えられます。

【中長期目標】

区分	目標を達成するための手法
個体群管理	○地域の個体群内における生息数、群れ数、群れの遊動域及び群れの特性（群れによる利用植生又は人馴れの度合等）の把握（特に、原発事故の影響のある避難指示区域等での生息状況の把握を促進） ○群れの状況に応じた数の調整の実施による適正な個体群の管理
生息環境管理	○サルが生息環境に適した多様な自然植生の回復及び維持 ○農業生産を含む人間の生活空間とサルの生息域を地域ごとに区分・管理（必要に応じて防衛ラインの設定）
被害防除対策	○効率的・効果的な農林業被害防除技術の開発検討・実施 ○地域一体となって広域的な被害防除活動を行うためのシステムの構築

【短期目標】

区分	目標を達成するための手法
個体群管理	○有害鳥獣捕獲又は6に記載する数の調整（個体数調整）のための捕獲の実施による加害個体の捕獲 ○原発事故の影響のある避難指示区域等での生息状況の把握 ○電波発信機の装着等による群れの状況の把握・加害群の特定
生息環境管理	○サルの誘因物の除去（群れの定着を防ぐための未収穫作物及び生ゴミの放置等に対する注意喚起） ○サルの隠れ場の除去（農地及び人家周辺の森林における間伐・除伐・下刈りの実施等によりサルの隠れ場を解消）
被害防除対策	○農作物被害を防ぐための防護柵（電気柵又は簡易柵）の設置 ○発信器を付けた群れの接近をサイレン等により地域に警告する接近警報システムの導入による効率的・効果的な追い払いの実施 ○花火及び犬等を用いた組織的かつ効果的な追い払い・追い上げの実施 ○組織的（地域一体）な対応の必要性についての普及啓発・体制の整備

6 数の調整に関する事項

個体の捕獲は被害を一時的に軽減する1つの手法ですが、5（1）オに記載されているとおり、捕獲行為が被害の軽減につながらない場合もあるため、捕獲については、個体群管理や被害防除のための1つの手法として位置付け、5（5）に掲げた生息環境管理や被害防除対策を組み合わせた対策を行うこととします。

その上で、市町村が個体数や生息密度を適正に管理し、群れを安定的に維持することを目的とした捕獲を行う場合には、捕獲の目的（人的被害又は農作物被害の軽減等）を明確にした上で5（4）の加害レベルにより実施することとします。

この捕獲にあつては、計画対象市町村が加害レベルの評価を行い、実施計画を策定することにより、目的達成のために必要・適切な期間内かつ合理的な数の範囲内で、許可を行うことができるものとします。

ただし、旧特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の避難指示が解除された地域においては、市町村による調査・捕獲の体制が未だ十分に整っていない一方、当該地域の性質として、各市町村が復興の重要拠点と位置づけた地域であり、帰還促進のための対策がより強く求められている現状や、別途策定する「原町個体群管理指針」を踏まえ、市町村による対策の実施体制が整備されるまでの間に限り、市町村が策定する実施計画に基づき、国又は県が加害レベルの評価及び捕獲の実施主体となることもできるものとします。

また、実施計画を策定していない市町村又は計画対象区域外の市町村において被害を防止するための捕獲を行う場合には、県許可による有害鳥獣捕獲を行うものとします。

併せて、捕獲実施後は、モニタリング等によりその効果及び影響を的確に把握することとし、その結果に応じて今後の対策の見直しを行います。

なお、捕獲された個体について、保護及び管理に関する学術研究やモニタリング調査等に利用できる場合には、学術研究機関への捕獲個体の提供や、発信器の装着等、サルの生態及び行動特性の把握に資するよう配慮します。

おつて、チェックシートにおける調査レベルが低い群れについては、群れ毎の特性を客観的に把握した上で有害捕獲又は個体数調整を行うものとします。

(1) 数の調整のための捕獲を行う対象となる群れ及び個体

- ・人と集落環境への慣れが進み、人的被害や生活環境被害が懸念される群れ及び個体
- ・耕作地に率先して出現しており、農作物被害が懸念される群れ及び個体

(2) 加害レベルとは区分される捕獲手法の変更協議

基本的には設定した加害レベルに対応する捕獲手法を実施する

こととしますが、やむを得ず加害レベルとは区分される捕獲手法を実施する場合、市町村ニホンザル管理事業実施計画書と併せ、「ニホンザル管理事業実施計画における個体数調整捕獲実施協議書」を提出するものとします。このような対応は、群れの数が多く密集し、すみ分けを図ることが困難な群れや、市街地に頻繁に出没するような群れなど加害レベルに対応する捕獲手法では被害が防げない場合や、今後、分布域を拡大し市街地にまで出没することが予想される群れなど、深刻な被害が生じる緊急性がある場合に限ります。提出された「ニホンザル管理事業実施計画における個体数調整捕獲実施変更協議書」に基づき、県と専門家が協議し可否を判断します。

(例) 加害レベル3の群れについては、選択捕獲を実施することになっているが、行動

圏が市街地の隣接地に移動し、市街地へ出没する可能性が高くなった場合、加害レベル4相当と判断し、部分捕獲を実施する。

7 普及啓発及び人材育成に関する事項

5に記載されているような個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策を実施し、本計画における目標及び目的を達成するためには、サルに関する情報や被害状況等について、地域住民等に対する普及啓発を図るとともに、サルの管理に携わる人材を育成、確保することが必要不可欠です。

(1) 普及啓発

県及び市町村は、関係者の協力のもとに、サルの生態・行動に関する情報、農作物被害防除技術及び追い払い、追い上げ等の技術情報を収集し、研修会の開催、パンフレットの配布、広報誌活用等により、住民や観光客に対してサルの生態及び被害の現状について理解を促し、サルとの基本的な接し方や個人で実現可能な被害防除方法の啓発、面的な防除体制の確立に向けて普及啓発に努めるものとします。

特に、サルの人馴れを抑制するため、人里への誘引となる餌やり等の行為を禁止する観点から、観光地周辺など地域以外の不特定多数の人が集まる場所においては啓発を徹底し、被害を未然に防ぐための対策に関する意識付けを行うものとします。

併せて、県及び市町村は、追い上げ対策、農作物被害防除対策、生息環境管理及び捕獲状況等について、適宜関係機関・団体に対して情報提供を行うとともに、被害防除対策等への県民理解及び支援を得るための仕組みづくりを促進します。

(2) 人材育成

サルの適正な管理を行うためには、モニタリング調査による現状把握、的確な被害防除対策の検討と実施及び地域への普及啓発を行うための専門的な知識や技術を持った人材の育成が求められます。

このため、県及び市町村は、関係機関・団体との連携により、行政担当者・関係団体職員・農業者・狩猟者等を対象に研修会を実施し、地域で活動できる人材の育成及び関係機関内における専門職員の配置を促すとともに、相互に保有する情報の共有を図り、人材活用のための仕組みづくりを進めています。

特に、地域に密着した鳥獣被害対策の推進のためには鳥獣被害対策の専門的な知識を有した鳥獣被害対策市町村専門職員が求められているため、県農林水産部では、専門職員の確保から配置、育成を支援することで総合的な鳥獣被害対策を推進し、農作物被害の軽減及び地域農業の振興と復興を図っています。

なお、市町村は、鳥獣被害防止特措法により、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲、防

護柵の設置といった実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができます。

併せて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度（農林水産省）及び鳥獣保護管理に係る人材登録制度（環境省）を活用することにより、地域における被害防止対策及び鳥獣保護管理を行う担い手の育成・確保を図ることが可能です。

また、捕獲の担い手である狩猟者については、5（1）オで述べたとおり、減少・高齢化傾向にあるため、県では、平成25年度から狩猟免許試験の回数を年3回から5回に増やして、受験機会を拡大するとともに、狩猟者技術研修会を実施し、わな猟を中心とした狩猟者の捕獲技術の向上に努めているところです。

さらに、狩猟者のみに頼らない地域ぐるみの捕獲を推進する観点から、狩猟免許を持たない者であっても、必要な講習を受講することで、狩猟免許所持者の監督下でわなによる有害鳥獣捕獲に補助者として参画できるよう措置しております（本県においては、平成24年7月から当該制度が適用されており第13次鳥獣保護管理事業計画にも位置づけられております）。

今後は、地域の現状を共有し、実施体制及び役割分担について、関係者間の十分な合意形成を図るとともに、対策に関する地域の理解を得ることで、これらの仕組みを活用していく必要があります。

8 計画の実施体制

（1）計画の実施体制（全般的事項）

本計画を推進するに当たっては、県及び市町村が相互に連携を図るとともに、幅広い関係者の理解及び協力を得ることが必要不可欠です。そのため、行政機関、農林業団体、狩猟者団体等が相互に連携・協力の上、各施策を推進します（実施体制の概略図については、図表18参照）。

また、4に掲げる計画対象市町村は、関係機関及び団体と調整の上、本計画に基づき、毎年度実施計画を策定することとします。

なお、計画事項については、別途策定要領において定めるとともに、策定に際しては県と協議を行います。

（2）モニタリング調査及びフィードバックの実施体制

本計画を実効性の高いものとするためには、モニタリング調査（主な調査項目については下記ア～ウのとおり）により、生息状況、被害状況及び対策状況に関する情報を収集した上で、その結果を客観的に評価し、その後の被害防除対策又は管理へ反映（フィードバック）することが必要です（実施体制については、図表19参照）。

市町村は、精度の高い継続的なモニタリング調査を実施して加害レベルを評価する

とともに、調査結果及び関係者から得られた情報をもとに、毎年対策を評価し、実施計画に記載する目標の見直しを行います。

なお、生息状況調査には、目視調査、アンケート等による聞き取り調査又はテレメトリー調査等、様々な手法がありますが、生息状況をより正確に把握する観点から、複数の調査手法及び被害状況調査を組み合わせることにより、その状況を把握するとともに、管理方針や対策内容を決定する際には、地域における合意形成を図ります。

また、市町村は、適宜関係機関・団体及び地域住民に対して、調査結果及びそれを踏まえた対応等に関する情報提供を行います。

県は、市町村が行うモニタリング調査を支援するとともに、調査結果を踏まえ、連絡協議会及び保護管理検討会において管理計画を評価し、必要に応じて計画の一部変更又は見直しを行うこととします。

特に、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の影響に伴い、避難を指示された区域では、帰還及び帰還後の生活環境・営農再開に資するため、国等の協力のもとに、当該区域における生息情報や被害情報を収集し、それを踏まえた管理を図ってまいります。

ア 生息状況

- (ア) 群れの個体数、構成、遊動域
- (イ) 生息地及び生息地周辺の環境変化

イ 被害状況

- (ア) 被害の発生地点、被害範囲、被害品目、被害量、被害額

ウ 対策状況

- (ア) 被害対策の内容、対策実施による効果・影響
- (イ) 捕獲個体の情報（捕獲場所、性別、推定体重、推定年齢、その他特徴等）

(3) 各市町村における計画の実施体制及び対策への取り組み

計画対象区域内の市町村のうち、サルの群れが多く確認されている福島市、西会津町及び猪苗代町においては、地区（集落）単位での説明会又は協議会の開催や、各種広報媒体の活用により、サル対策に係る地域住民への普及啓発が積極的に行われ、地域住民自らが主体的にサル対策に取り組む意識が醸成されています。

その結果、当該自治体においては、行政と地域が一体となって実施されたサル対策が一定の成果をあげており、今後も、行政機関、農林業団体、狩猟者団体及び地域住民が相互に連携・協力の上、対策を推進することが必要です（福島市、西会津町、猪

苗代町におけるサル対策の概要については、図表20-1～20-3」参照。)

9 その他計画の推進に当たって必要な事項

(1) 隣接市町村及び隣県との連携

サルの生息分布域は、市町村境や県境に跨がる場合があることから、生息状況、農作物被害状況及び捕獲状況について、隣接市町村及び隣県との情報交換を密に行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図ります。

現在、市町村又は県を超えて連携を図り、サル等の野生鳥獣による被害対策を行っている協議会等については主に下記のものがあります。

今後も、ア～ウの協議会のほか、連絡協議会や対策会議等を主体として、情報交換や対策実施の際の自治体間の連携を図り、広域的な管理を行うことが重要です。

ア 会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会

【設立経過等】

サル、ツキノワグマ、イノシシ、カワウ、ハクビシンによる農林水産業被害を軽減するため、会津地方北部の4市町村（喜多方市、北塩原村、猪苗代町、磐梯町）、農業団体、NPO法人、漁協、県関係機関等により、平成20年度に設立。平成29年度より西会津町も参画。

【取り組み内容】

- ・ 有害鳥獣等捕獲（捕獲隊及び実施隊により銃器及び捕獲用檻を用いたもの）
- ・ 被害防除対策（GISを活用したサルの出没被害情報の収集、被害発生要因の情報共有化等）

イ 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会

【設立経過等】

サルによる農作物被害を軽減するため、宮城・山形・福島の3県に跨る広域地域を拠点とする市町・農業団体等関係機関により、平成19年度に設立。

【取り組みの内容】

- ・ 個体群管理（狩猟免許の取得支援、捕獲檻の導入、生息状況基礎調査）
- ・ 被害防除対策（テレメトリー調査、接近警戒システムの導入、追い払い活動、被害防止技術指導研修会、シンポジウムの開催）

ウ 北関東磐越六県野生鳥獣による農作物被害対策連携会議

【設立経過等】

北関東磐越六県（茨城県、栃木県、福島県、新潟県、群馬県、埼玉県）が連携を

図り、県境における広域的被害対策の実施や各県が有する鳥獣被害対策の課題解決に向けて協議するため、平成22年度に設立（平成26年度より埼玉県参画）。

【協議事項】

- ・ 県境における広域被害対策に関すること
- ・ 各県に共通する鳥獣被害対策の課題に関すること
- ・ 鳥獣被害対策の情報交換に関すること
- ・ その他鳥獣害対策に必要な事項に関すること

(2) 交雑防止

各市町村担当者や捕獲従事者等が交雑種に関する情報を共有するとともに、タイワンザル等の特定外来生物が野外で発見された場合には、速やかに対応し、交雑防止を図ります（なお、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成17年法律第33号）」（以下「外来生物法」といいます。）に規定されているサル目の特定外来生物（3種類）については、図表21-1～21-3参照）。

(3) 生活環境被害、市街地出没及び人的被害への対応

群れによる生活環境被害が発生している場合には、サルが人間の生活空間へ遊動域をさらに拡大するおそれがあるため、被害発生箇所の状況に応じて局所的に対応するとともに、5（5）に記載されているような手法により、群れの管理を図ります。

また、近年、ニホンザルが市街地を含む人里に出没する機会が増え、人との軋轢が深刻化していることから、市街地等への出没時の対応を円滑に実施するために関係者間の連絡体制、役割分担を明確化するとともに、麻酔銃取扱者等市街地出没の際に対応できる人材を育成していく必要があります。

なお、人的被害については、ハナレザルによる被害が多く見受けられますが、このようなサルが群れに入ると、時として人を怖がらず、人家近くに頻繁に出没するような習慣を群れ全体に伝えることとなり、群れの加害レベルを悪化させる可能性があります。

このような被害を引き起こす個体については、住民からの情報提供や管轄警察署との連携により、速やかな加害個体の発見に努めます。

また、加害個体が発見された場合、市町村は、狩猟者の協力のもと、積極的に捕獲又は追い払いを行うとともに、捕獲後は、極力放獣を行わず、学術研究機関等が行う生態学的調査のために捕獲個体を提供する等、サルの生態及び行動特性の把握に資するよう配慮します。

引用文献

- 環境省(2016)：特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンザル編)
- 今木洋大ら(1988)：関東甲信越におけるニホンザルの分布と保護管理に関する現状：ワイルドライフ・フォーラム4(2)
- 岩野泰三(1974)：ニホンザルの分布：雑誌にほんざる 1 (1974)
- 環境庁（現環境省）(1978)：第2回自然環境保全基礎調査
- 大井ら(1997)：東北地方の野生ニホンザルの分布と保全の問題点：東北地方のニホンザル，ステータスレポート(1996年版)
- 福島県(2002)：レッドデータブックふくしまⅡ
- 福島県(2006)：特定鳥獣保護管理計画モニタリング手法調査
- 福島県(2022)：福島県過疎・中山間地域振興戦略
- 福島県(2020)：令和2年度鳥獣類による農作物の被害状況
- 環境省：特定外来生物同定マニュアル

付属資料

図表 1 ニホンザルの生物学的特徴

【種としてのニホンザル】

ニホンザル (*Macaca fuscata*) は本州、四国、九州とその周辺のいくつかの島に生息する日本固有の霊長類であり、屋久島のものはホンドザル (*M. f. fuscata*) とは別亜種のヤクシマザル (*M. f. yakui*) とされている。オスの方が大きく、頭胴長 53~60cm、尾は短く尾長 8~12cm、体重 10~18kg で、メスは頭胴長 47~55cm、尾長 7~10cm、体重 8~16kg程度である。毛の色は茶褐色ないし灰褐色で、顔と尻は裸出している。

【群れの遊動域と生息密度、群れ間関係】

ニホンザルは通常数 10 頭から 100 頭を超える個体が集まった群れ (集団) を作って生活している。それが他の中大型哺乳類との際だった違いである。

生息密度はその地域の生息環境により様々であるが、東日本の落葉広葉樹林と西日本の常緑広葉樹林とではおおよそ 10 倍程度の違いがある。1 群あたりの遊動域は、群れサイズ (個体数) の大きさやその地域の植生などにより異なるが、数平方キロから数10 平方キロ、特に広い場合は 100 平方キロにもなる場合がある。

基本的に群れ同士は敵対的であり、遊動域が多少オーバーラップしても、各群れが高い頻度で利用する中心地域では排他的である。遊動域が広い場合はその中に針葉樹の植林地が含まれている場合が多く、また群れが耕作地の周縁を巡り歩いている場合には、計算上の遊動域面積が広がる。

【群れの構成、繁殖】

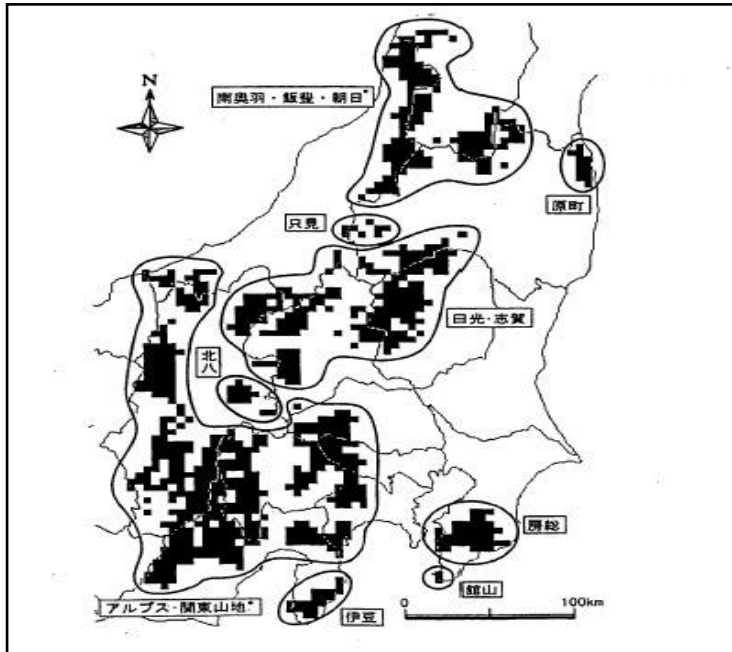
群れは、複数のオトナオス (7~8 歳以上) と通常その同数から 5 倍程度の数のオトナメス (5~7 歳以上)、そしてそのコドモ (4 歳以下) たちからなる。ニホンザルの交尾期は、地域によって差はあるが、秋から冬 (10~1 月頃) で、妊娠期間は 173 日前後である。出産は年 1 回で、出産期も地域によって差があるが、ニホンザル全体としては春から夏 (3 月から 8 月頃) である。普通、連年出産は少ないが、栄養条件次第ではそれもまれではない。

【食性】

ニホンザルは雑食性だが、果実・種子及び昆虫が好物であり、花や若葉もよく食べる。これまでの各地での調査結果から、百数十種ほどのものを採食することが知られている。季節毎にみるとそれぞれ 5~6 種程度の主要な採食樹種があつて、それだけで大部分を占めている。そして採食樹種には地域的な違いがあつて、何を食べるかには文化的な違いも影響している。

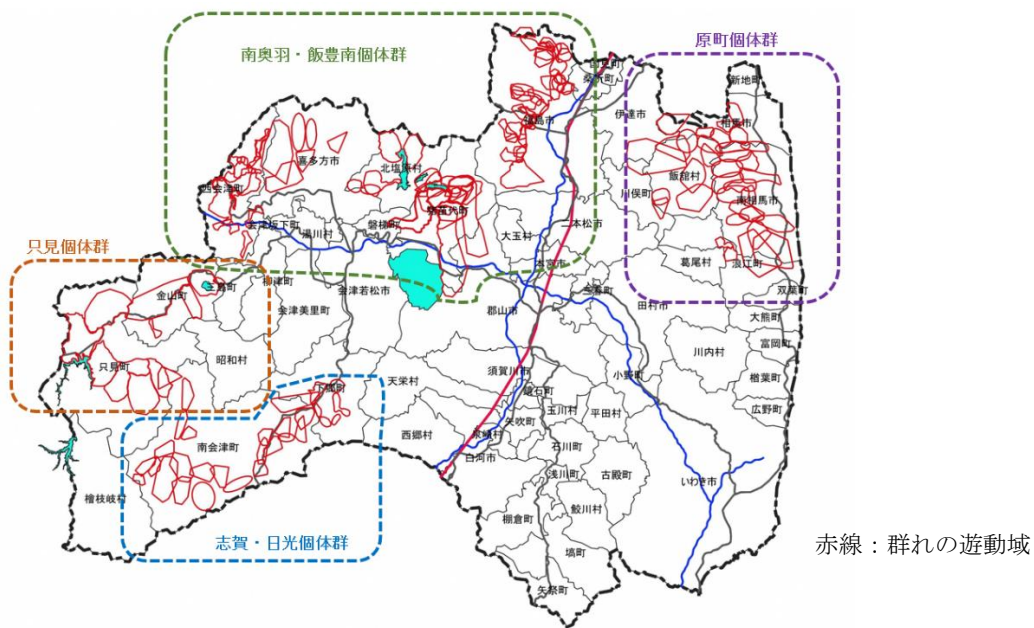
(環境省 (2016) : 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編)」より引用)

図表2 福島県周辺における地域個体群（平成9年（1997年））の分布



（今木洋大ら(1988)：「関東甲信越におけるニホンザルの分布と保護管理に関する現状」より引用）

図表3 地形等により区分した各地域の個体群及び群れ分布図（令和3年度）

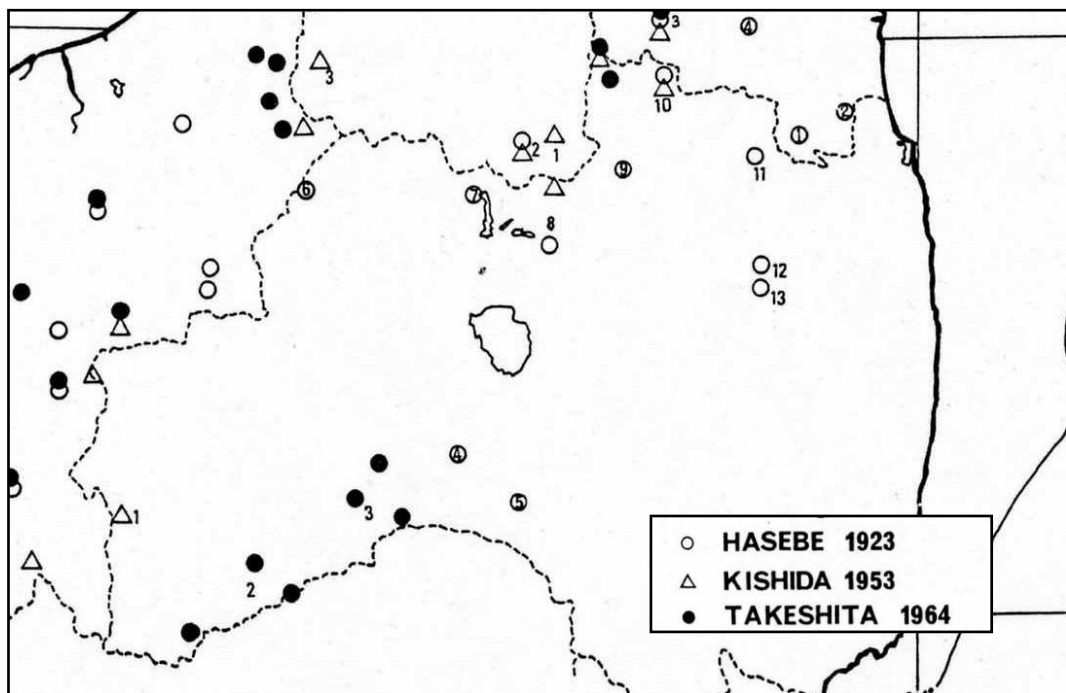


赤線：群れの遊動域

個体群名	対象市町村名
南奥羽・飯豊南個体群	福島市、喜多方市、二本松市、桑折町、国見町、北塩原村、西会津町、猪苗代町、柳津町
原町個体群	二本松市、伊達市、相馬市、南相馬市、川俣町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
只見個体群	柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、只見町、南会津町
志賀・日光個体群	天栄村、西郷村、下郷町、檜枝岐村、南会津町

（令和3年度市町村ニホンザル管理事業実施計画をもとに福島県自然保護課作成）

図表4 大正12年(1923年)、昭和28年(1953年)、昭和39年(1964年)における福島県のニホンザルの分布

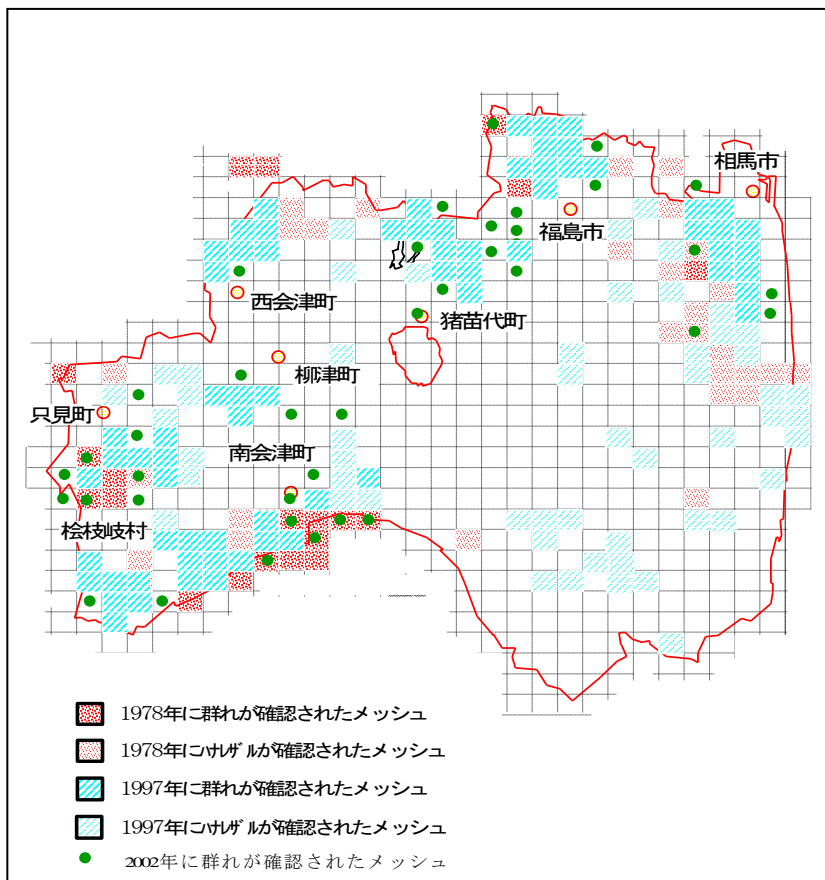


No.	大正12(1923)	昭和28(1953)	昭和39(1964)
1	南会津郡	1 只見	南会津郡 南会津郡
2			
3			
4	岩瀬郡湯本村二俣山		
5	西白河郡西郷村甲子山		
6	耶麻郡奥川村弥平四郎部落山奥山林中		
7	〃 桧原村甚九郎山林奥		
8	〃 吾妻村吾妻山	2 吾妻山	
9	信夫郡水保村深山		
10	伊達郡茂庭村全村ノ山奥	3 茂庭	信夫郡
11	霊山村霊山		
12	安達郡山木屋村旭岳山中		
13	旭村日出山中		

〈全郡より回答あり〉

(岩野泰三(1974):「ニホンザルの分布:雑誌にほんざる1」より引用)

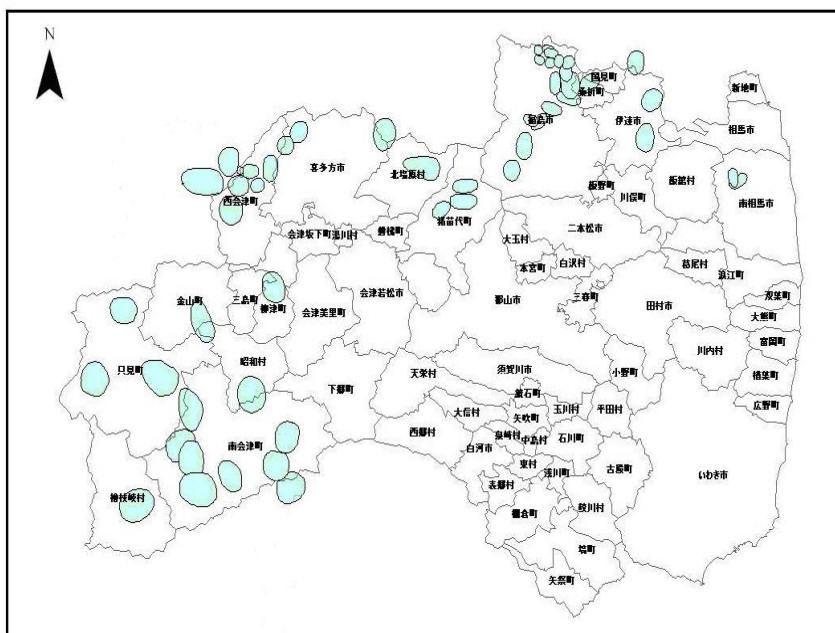
図表5 昭和53年（1978年）、平成9年（1997年）、平成14年（2002年）における福島県のニホンザルの分布



下記の文献をもとに作成

- ・ 環境庁（現環境省（1978）：第2回自然環境保全基礎調査
- ・ 大井ら（1997）：東北地方の野生ニホンザルの分布と保全の間点：東北地方のニホンザル，ステータスレポート（1996年版）
- ・ 福島県（2002）：レッドデータブックふくしまII

図表6 平成17年（2005年）における福島県のニホンザルの群れの分布（平成17年福島県調査）



※ 相双地方については、図の2群（南相馬市内）及び遊動域が不明群を含め、少なくとも14群存在している

（福島県（2006）：「特定鳥獣保護管理計画モニタリング手法調査」より引用）

図表7 福島県内のニホンザルの生息状況（平成17年福島県調査）

ユニット	市町村	群れ名	頭数	被害程度	
南相馬	南相馬市	檜原の群れ	135	中	
		植ノ畑の群れ	89	大	
	葛尾村	遊動域不明群	10～20	不明	
	新地町	遊動域不明群	不明	不明	
	相馬市	南相馬市	遊動域不明群①	それぞれ 5～75	不明
			遊動域不明群②		
			遊動域不明群③		
			遊動域不明群④		
			遊動域不明群⑤		
			遊動域不明群⑥		
			遊動域不明群⑦		
飯舘村	遊動域不明群⑧				
	遊動域不明群⑨				
浪江町	遊動域不明群⑩	不明	不明		
川俣町	遊動域不明群	不明	不明		
福島	福島市	湯野の群れ	84	大	
		御在所の群れ	121	大	
		茂庭沢の群れ	38	大	
		中茂庭の群れ	85	中	
		布入川の群れ	141	小	
		滑滝の群れ	100	小	
		中野の群れ	27	大	
		大笹生の群れ	30～40	大	
		大平の群れ	30～40	中	
		佐原の群れ	50～60	中	
		荒川の群れ	20～30	小	
		山田の群れ	143	無し	
		観音堂沢の群れ	53	無し	
		名号の群れ	70	無し	
	白根沢の群れ	59	無し		
	中津川の群れ	21	無し		
	伊達市	熊野前の群れ	約30	小	
		白根の群れ	20～30	小	
		中古屋の群れ	20～30	小	
	桑折町、国見町	桑折の群れ	76	大	
猪苗代	猪苗代町	大倉川の群れ	50～70	中	
		若宮の群れ	90～110	中	
	北塩原村	酢川の群れ	50～60	大	
		早稲川の群れ	30～50	大	
西会津	西会津町	大峠の群れ	約100	無し	
		高陽根の群れ	50～60	大	
		極入の群れ	40～60	中	
		真ヶ沢の群れ	50～60	中	
		徳沢の群れ	70～80	中	
		屋敷の群れ	40～50	中	
		大出戸の群れ	約15	小	
	弥平四郎の群れ	40～50	小		
喜多方市	川入の群れ	30～40	小		
只見	柳津町、三島町	滝谷の群れ	約10	中	
	金山町	乞食岩の群れ	約10	小	
	会津美里町	遊動域不明群	不明	不明	
	只見町	塩沢の群れ	20～30	小	
		白戸山の群れ	不明	無し	
		根木屋の群れ	40～60	中	
南会津	下郷町	遊動域不明群	約30	不明	
	檜枝岐村	大畑の群れ	約20	小	
	南会津町館岩	たのせの群れ	30～40	大	
		湯ノ花の群れ	30～40	中	
		熨斗戸の群れ	30～40	小	
	南会津町伊南	青柳の群れ	50～60	中	
	南会津町田島	川島平の群れ	不明	中	
		早坂の群れ	30～50	中	
		山神平の群れ	20～30	小	
昭和村	大原の群れ	30～50	中		
合計			2507～3,547		

* 2004～2005年度（平成16～17年度）の調査による

* 相双地方については、平成12年度の福島県林業試験場の報告を元に作成した

* 群れの名称は地名から便宜的に名付けてある

（福島県（2006）：「特定鳥獣保護管理計画モニタリング手法調査」より引用）

図表 8 市町村ニホンザル管理事業実施計画策定状況（平成19年度～）

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
対象市町村数	24	24	24	24	24	24	27	27	27	27	27	27	27	29	29
実施計画策定市町村数	7	9	9	10	10	12	13	13	13	13	12	14	13	14	14

※H26年度までは市町村ニホンザル保護管理事業実施計画の策定状況。（福島県自然保護課）

図表 9 計画対象区域における群れ数及び生息数推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
群れ数	96	119	123	114	117	130	141	143
生息数	6,515	7,279	7,401	6,788	6,977	7,673	8,363	8,680
1群あたりの個体数(平均)	67.9	61.2	60.2	59.5	59.6	59.0	59.3	60.7
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
群れ数	144	147	137	156	149	150	148	
生息数	8,353	8,510	7,779	9,032	8,666	8,479	8,460	
1群あたりの個体数(平均)	58.0	57.9	56.8	57.9	58.2	56.5	57.2	

（令和3年度市町村ニホンザル管理事業実施計画をもとに福島県自然保護課作成）

図表 10 市町村ニホンザル管理事業実施計画に基づく群れの状況(R3)

個体群名	管理ユニット名	市町村名(管理)	群れの名称	推定生息最少頭数	推定生息最大頭数
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	1 鷲岩群	30	30
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	2 名号Ⅰ群	84	84
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	3 山田Ⅰ群	29	29
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	4 白根沢群	95	95
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	5 高山沢群	60	60
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	6 中茂庭群	10	10
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	7 布入川Ⅰ群	77	77
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	8 布入川Ⅱ群	63	63
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	9 滑滝Ⅰ群	23	23
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	10 滑滝Ⅱ群	40	40
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	11 御在所Ⅰ群	37	37
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	12 御在所Ⅱ群	8	8
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	13 高清水群	30	30

個体群名	管理ユニット名	市町村名 (管理)	群れの名称	推定生息 最少頭数	推定生息 最大頭数
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	14 沖中群	71	71
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	15 円部Ⅰ群	33	33
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	16 円部Ⅱ群	60	60
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	17 大瀧群	27	27
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	18 大笹生ダムⅠ群	13	13
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	19 大笹生ダムⅡ群	20	20
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	20 大笹生群	5	5
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	21 大平Ⅰ群	66	66
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	22 大平Ⅱ群	48	48
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	23 大平Ⅲ群	99	99
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	24 庭坂Ⅰ群	30	30
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	25 庭坂Ⅱ群	5	5
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	26 高湯Ⅰ群	90	90
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	27 高湯Ⅱ群	28	28
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	28 須川Ⅰ群	11	11
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	29 須川Ⅱ群	8	8
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	30 須川Ⅲ群	17	17
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	31 佐原Ⅰ群	14	14
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	32 佐原Ⅱ群	30	30
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	33 白津群	28	28
南奥羽・飯豊南	福島	福島市	34 土湯群	91	91
		福島市計		1,380	1,380
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	1 朝倉Ⅰ群	30	30
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	2 朝倉Ⅱ群	50	50
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	3 宮古群	53	53
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	4 日中群	25	25
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	5 一ノ木群	40	40
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	6 仮称一ノ戸群	60	60
南奥羽・飯豊南	会津北部	喜多方市	7 仮称大久保群	30	30
		喜多方市計		288	288
南奥羽・飯豊南	会津北部	北塩原村	1 桧原群	120	130
南奥羽・飯豊南	会津北部	北塩原村	2 早稲沢群	140	150

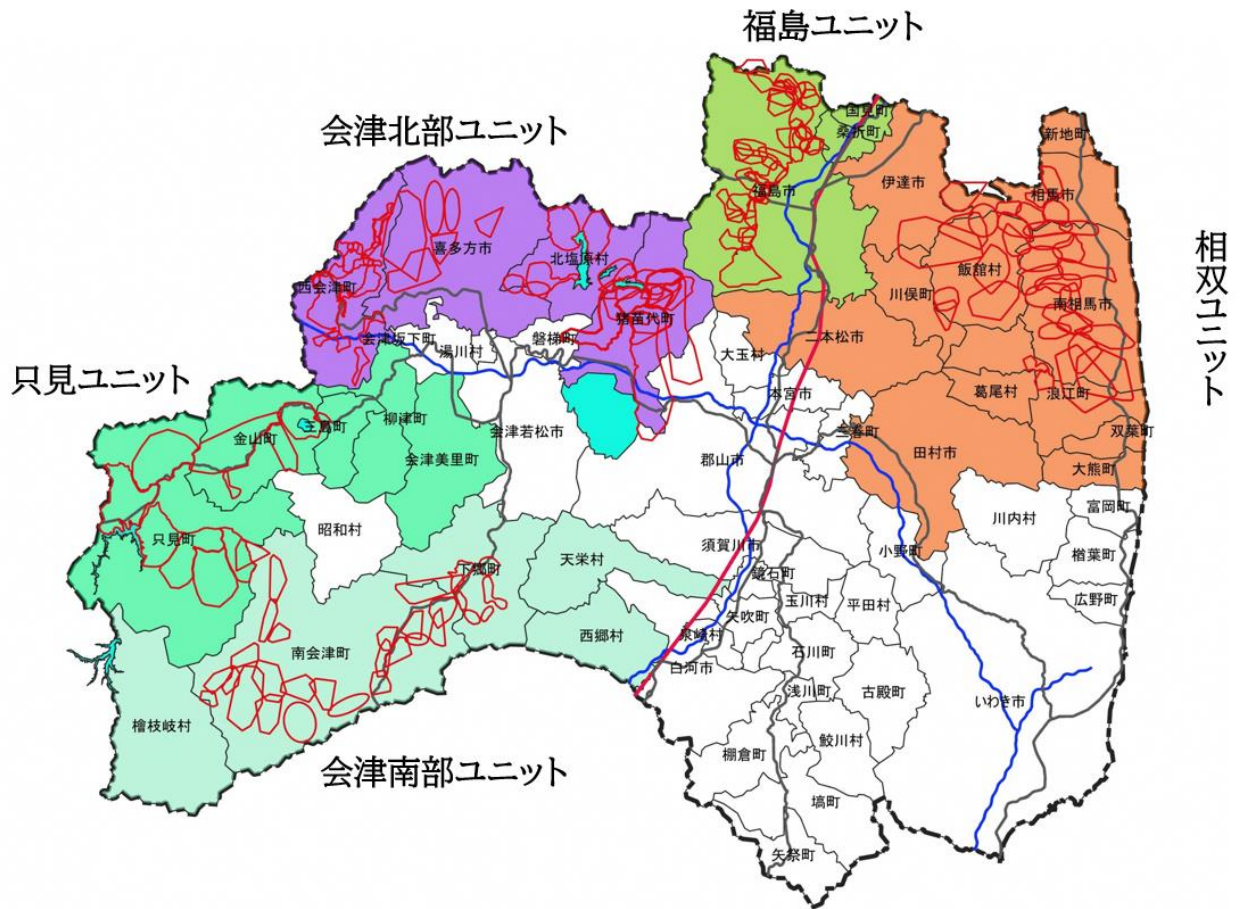
個体群名	管理ユニット名	市町村名 (管理)	群れの名称	推定生息 最少頭数	推定生息 最大頭数
南奥羽・飯豊南	会津北部	北塩原村	3 小野川群	80	90
南奥羽・飯豊南	会津北部	北塩原村	4 大塩群	80	90
南奥羽・飯豊南	会津北部	北塩原村	5 北山群	80	90
		北塩原村計		500	550
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	1 富士群	40	50
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	2 群岡群	60	70
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	3 高陽根群	20	30
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	4 豊洲群	22	22
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	5 元島群	50	60
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	6 飯根群	20	30
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	7 豊実群	50	60
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	8 高陽山群	70	80
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	9 高陽根西群	60	70
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	10 久良谷沢群	80	90
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	11 野沢群	10	20
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	12 登世島群	10	20
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	13 下谷群	10	20
南奥羽・飯豊南	会津北部	西会津町	14 宮古群	70	80
		西会津町計		572	702
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	1 大倉川群	103	103
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	2 高森山群	13	13
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	3 大島原群	98	98
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	4 吾妻群	74	74
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	5 若宮A群	105	105
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	6 若宮B群	59	59
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	7 若宮2群	85	85
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	8 若宮3群	22	22
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	9 酸川群	68	68
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	10 川上群	75	75
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	11 秋元群	10	20
南奥羽・飯豊南	会津北部	猪苗代町	12 長瀬群	25	25
		猪苗代町計		737	747

個体群名	管理ユニット名	市町村名 (管理)	群れの名称	推定生息 最少頭数	推定生息 最大頭数
原町	相双	相馬市	1 大野A群	90	100
原町	相双	相馬市	2 山上A群	120	130
原町	相双	相馬市	3 山上B群	100	110
原町	相双	相馬市	4 山上C群	30	40
原町	相双	相馬市	5 山上E群	100	110
原町	相双	相馬市	6 玉野A群	110	120
原町	相双	相馬市	7 玉野B群	30	40
		相馬市計		580	650
原町	相双	南相馬市	1 栃窪北ノ入群	65	65
原町	相双	南相馬市	2 上栃窪川北群	50	50
原町	相双	南相馬市	3 栃窪皆原群	100	100
原町	相双	南相馬市	4 上栃窪川南群	80	80
原町	相双	南相馬市	5 檜原北西群	140	140
原町	相双	南相馬市	6 檜原南群	115	115
原町	相双	南相馬市	7 大原深野群	90	90
原町	相双	南相馬市	8 大原バラ坂群	80	80
原町	相双	南相馬市	9 石神群	59	59
原町	相双	南相馬市	10 大谷群	70	70
原町	相双	南相馬市	11 横川ダム群	40	40
原町	相双	南相馬市	12 横川ダム不明群	40	40
原町	相双	南相馬市	13 南相馬不明群	30	30
原町	相双	南相馬市	14 羽倉鳩原群	119	119
原町	相双	南相馬市	15 大富群	59	59
原町	相双	南相馬市	16 川房群	113	113
原町	相双	南相馬市	17 山麓線群	52	52
		南相馬市計		1,302	1,302
原町	相双	浪江町	1 大柿群	80	100
原町	相双	浪江町	2 昼曾根群	60	70
原町	相双	浪江町	3 山麓線群	40	50
原町	相双	浪江町	4 川房群	100	120
		浪江町計		280	340
原町	相双	飯舘村	1 草野群	155	155

個体群名	管理ユニット名	市町村名 (管理)	群れの名称	推定生息 最少頭数	推定生息 最大頭数
原町	相双	飯舘村	2 大倉1群	78	78
原町	相双	飯舘村	3 大倉4群	85	85
原町	相双	飯舘村	4 佐須群	113	113
原町	相双	飯舘村	5 宮内群	36	36
原町	相双	飯舘村	6 小島群	40	40
原町	相双	飯舘村	7 蕨平群 (GPS 発信器集団)	59	59
原町	相双	飯舘村	8 蕨平群 (電波発信機集団)	86	86
原町	相双	飯舘村	9 疣石山不明群 (GPS 発信器集団)	81	81
原町	相双	飯舘村	10 疣石山不明群 (電波発信機集団)	20	20
		飯舘村計		753	753
只見	只見	三島町	1 早戸群	15	20
		三島町計		15	20
只見	只見	金山町	1 大滝群	20	30
只見	只見	金山町	2 山入群	2	5
只見	只見	金山町	3 高倉群	10	20
只見	只見	金山町	4 内川群	2	10
		金山町計		34	65
只見	只見	只見町	1 宮淵・田子倉群	50	50
只見	只見	只見町	2 塩沢・蒲生群	70	70
只見	只見	只見町	3 楡戸・福井群	70	70
只見	只見	只見町	4 黒谷・長浜・深沢群	60	60
只見	只見	只見町	5 黒谷入群	80	80
只見	只見	只見町	6 塩ノ岐群	70	70
		只見町計		400	400
志賀・日光	会津南部	南会津町	1 田島群	86	86
志賀・日光	会津南部	南会津町	2 高野群	57	57
志賀・日光	会津南部	南会津町	3 栗生沢群	49	49
志賀・日光	会津南部	南会津町	4 藤生群	97	97

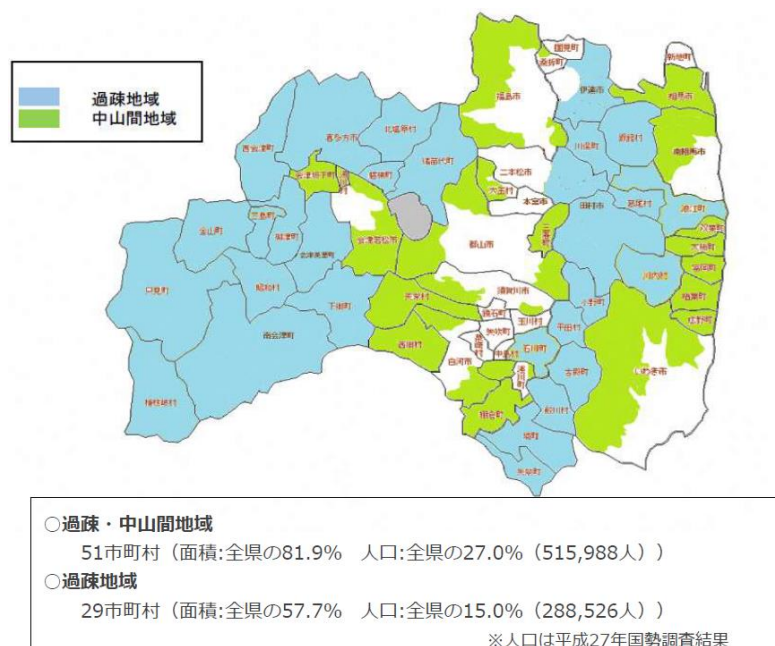
個体群名	管理ユニット名	市町村名 (管理)	群れの名称	推定生息 最少頭数	推定生息 最大頭数
志賀・日光	会津南部	南会津町	5 糸沢群	85	85
志賀・日光	会津南部	南会津町	6 羽塩群	38	38
志賀・日光	会津南部	南会津町	7 滝原群	40	40
志賀・日光	会津南部	南会津町	8 田部群	65	65
志賀・日光	会津南部	南会津町	9 中荒井不明群	43	43
志賀・日光	会津南部	南会津町	10 岩下群	28	28
志賀・日光	会津南部	南会津町	11 井桁群	27	27
志賀・日光	会津南部	南会津町	12 館岩群	25	25
志賀・日光	会津南部	南会津町	13 湯ノ花群	26	26
志賀・日光	会津南部	南会津町	14 宮里群	29	29
志賀・日光	会津南部	南会津町	15 青柳群	50	50
志賀・日光	会津南部	南会津町	16 小立岩群	25	25
志賀・日光	会津南部	南会津町	17 巽沢群	43	43
志賀・日光	会津南部	南会津町	18 平沢群	44	44
志賀・日光	会津南部	南会津町	19 大桃群	29	29
志賀・日光	会津南部	南会津町	20 多々石群	15	15
只見	只見	南会津町	21 大橋群	30	30
只見	会津南部	南会津町	22 和泉田群	39	39
		南会津町計		970	970
志賀・日光	会津南部	下郷町	1 落合・左走群	40	40
志賀・日光	会津南部	下郷町	2 音金Ⅰ群	40	40
志賀・日光	会津南部	下郷町	3 音金Ⅱ群	40	40
志賀・日光	会津南部	下郷町	4 大松川・合川・南倉沢群	50	50
志賀・日光	会津南部	下郷町	5 弥五島・中妻・澳田群	80	80
志賀・日光	会津南部	下郷町	6 豊成・栄富群	40	40
		下郷町計		290	290
南奥羽・飯豊南計				3,477	3,667
原町計				2,915	3,045
只見計				518	554
志賀・日光計				1,191	1,191
合計			149	8,101	8,457

図表 1 1 市町村ニホンザル管理事業実施計画に基づく群れの分布図 (R3)



(令和3年度市町村ニホンザル管理事業実施計画をもとに福島県自然保護課作成)

図表 1 2 過疎・中山間地域の範囲



（福島県地域振興課：「福島県過疎・中山間地域振興戦略（R3.12）」より引用）

図表 1 3 ニホンザルによる農作物被害が発生している市町村（令和2年度）

県北地方	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
県中地方	郡山市
県南地方	西郷村
会津地方	喜多方市、北塩原村、西会津町、猪苗代町、三島町
南会津地方	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双地方	相馬市、南相馬市

（福島県環境保全農業課より）

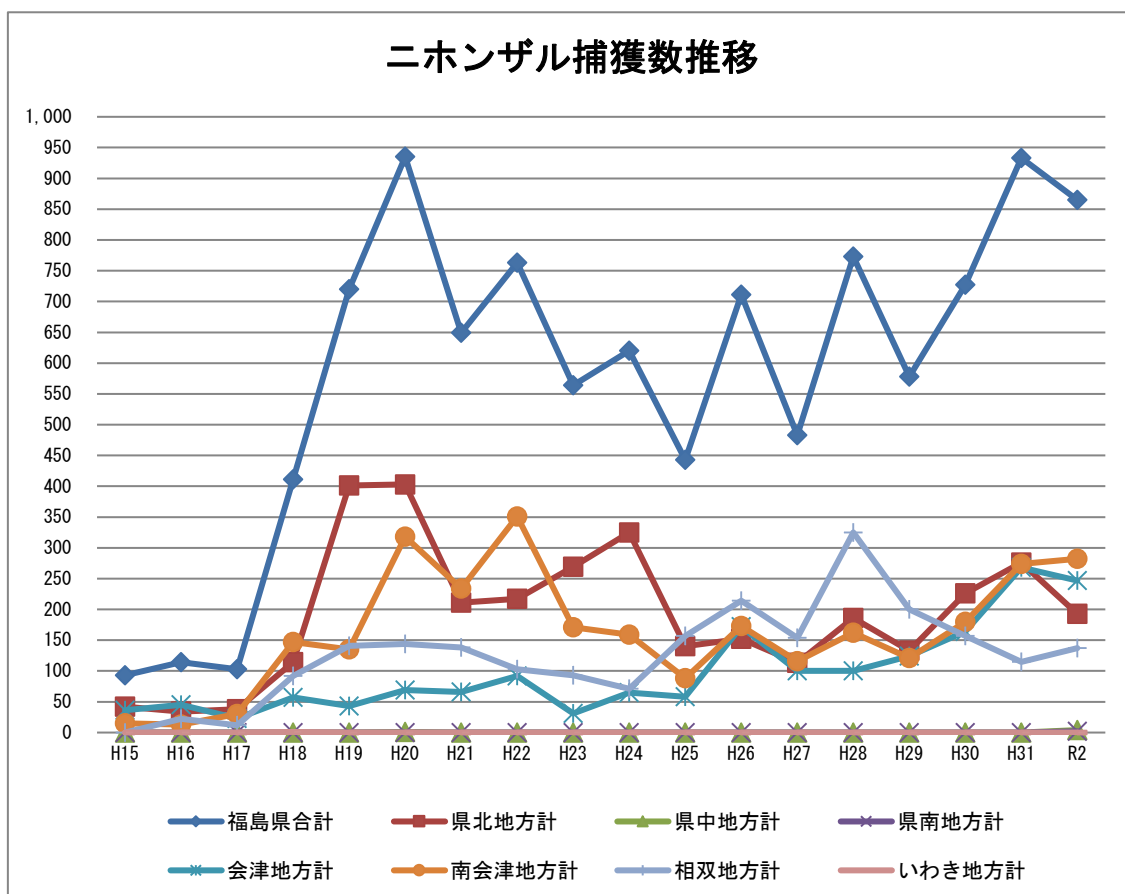
図表 1 4 ニホンザルによる農作物被害状況（令和2年度）

農作物名	被害面積（h a）	被害量（t）	被害金額（万円）
稲	3.58	19.26	375.9
豆類	1.03	1.18	14.5
雑穀	1.33	0.58	15.8
果樹	2.74	26.06	730.1
飼料作物	0.09	0.30	1.2
野菜	6.49	94.92	1,542.7
いも類	0.93	16.92	143.7
合計	16.19	159.22	2,823.9

（福島県病害虫防除所：「令和2年度 鳥獣類による農作物の被害状況」より引用）

図表 1 5 ニホンザル許可捕獲数推移（有害又は個体数調整捕獲に係るもの）

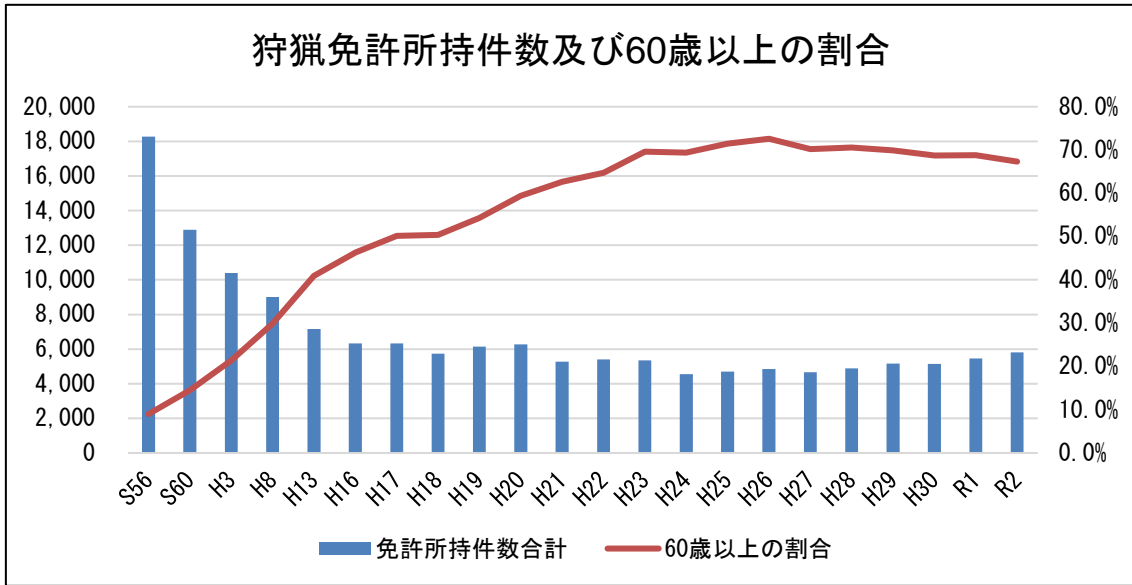
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
福島県合計	93	114	103	411	720	935	649	763	564	620	443	711	483	773	578	727	933	865
県北地方計	42	34	38	114	401	403	211	217	269	325	140	152	113	186	133	226	276	193
県中地方計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
県南地方計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
会津地方計	36	45	23	57	43	69	66	92	31	65	58	172	100	100	124	164	268	247
南会津地方計	15	13	30	147	135	318	234	351	171	159	88	173	116	162	121	180	274	282
相双地方計	0	22	12	92	141	144	138	103	93	71	157	214	154	325	200	157	115	137
いわき地方計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(福島県自然保護課)

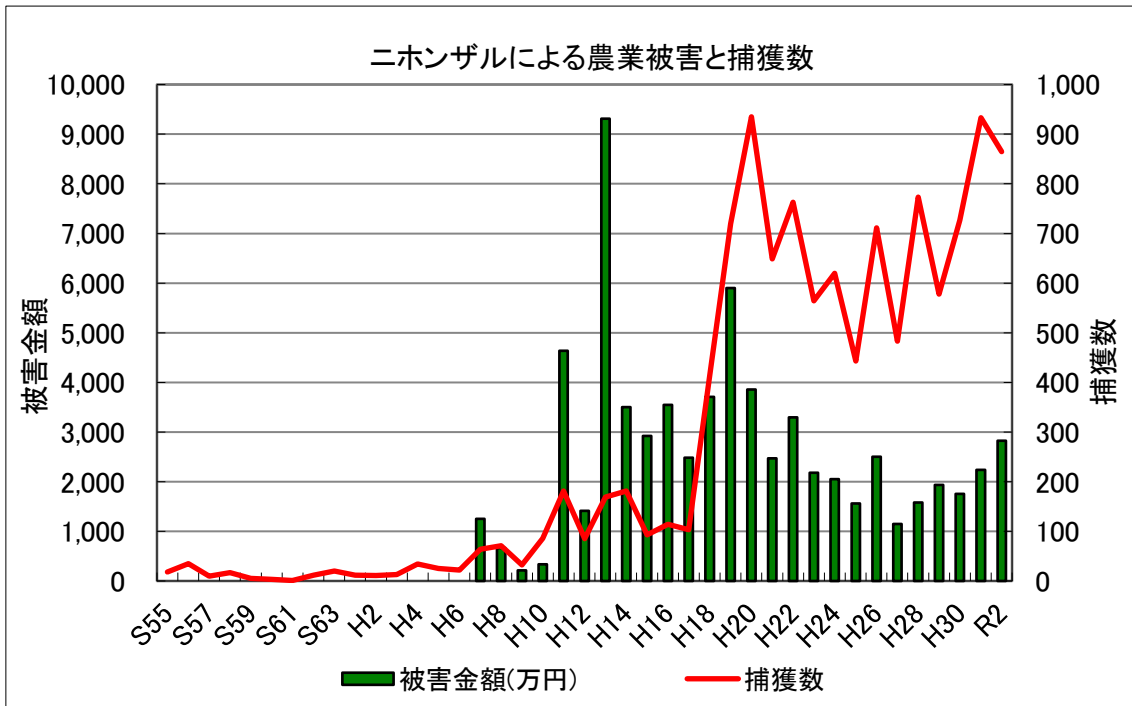
図表 1 6 福島県における狩猟免許所持件数及び狩猟免許所持者における 60 歳以上の割合

年度	S56	S60	H3	H8	H13	H16	H17	H18	H19	H20	H21
免許所持件数合計	18,269	12,893	10,388	9,016	7,155	6,325	6,328	5,733	6,151	6,267	5,271
60歳以上の割合	9.0%	14.5%	21.4%	29.9%	40.9%	46.3%	50.2%	50.4%	54.3%	59.4%	62.7%
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
免許所持件数合計	5,404	5,346	4,561	4,698	4,859	4,674	4,886	5,163	5,147	5,463	5,811
60歳以上の割合	64.7%	69.6%	69.4%	71.5%	72.6%	70.2%	70.6%	69.9%	68.8%	68.8%	67.3%



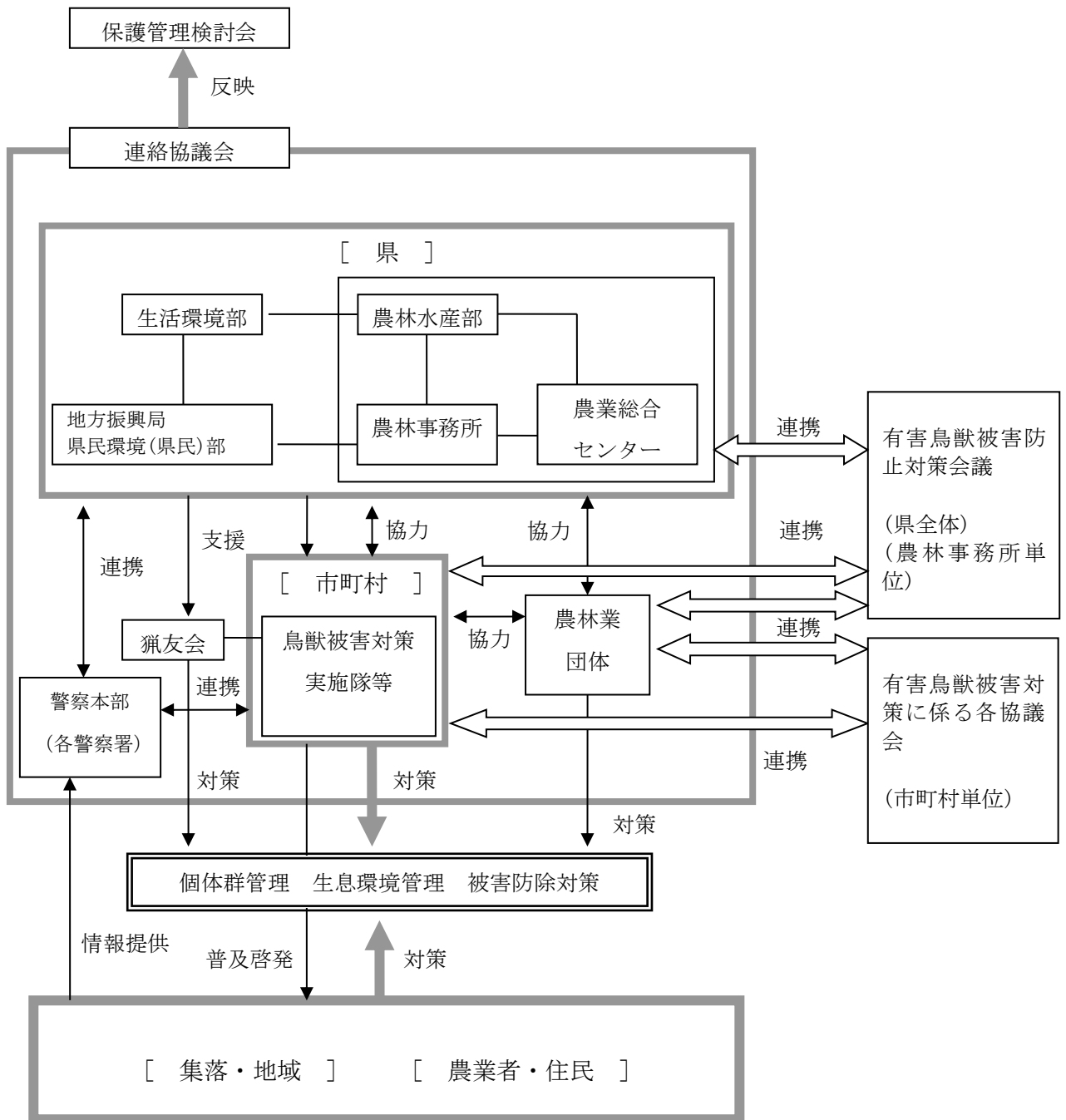
(福島県自然保護課)

図表 1 7 ニホンザルによる農業被害額及び捕獲数



(福島県環境保全農業課及び自然保護課作成)

図表 1 8 ニホンザル管理に係る実施体制の概略図



※ 各機関の役割については、【ニホンザルの管理に関する関係機関の役割】を参照

【ニホンザルの管理に関する関係機関の役割】

◎県の役割 → 個体群管理、被害防除対策、生息環境管理

(生活環境部〔自然保護課〕)

- ・鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣管理計画等の策定
- ・保護管理検討会の開催及びモニタリング調査に基づく計画の見直し
- ・狩猟行政運営・狩猟者の支援（講習会の開催等）
- ・鳥獣保護区等の指定及び管理
- ・市町村の実施計画策定支援
- ・旧特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の避難指示解除区域における個体数調整捕獲の実施
- ・国、県、市町村等が連携した広域的な対策に係る調整

(各地方振興局)

- ・市町村間の調整、農林事務所との連携
- ・市町村等に対する情報提供・助言・指導
- ・狩猟行政運営及び有害捕獲許可

(農林水産部〔環境保全農業課〕)

- ・鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画の策定支援
- ・被害防止対策関連事業の実施
- ・技術指導者の育成
- ・関係機関に対する対策技術等の情報提供

(各農林事務所)

- ・市町村に対する助言・指導、技術的支援
- ・農業者への地域ぐるみの被害防止体制づくりと地域の実情に応じた適切な被害防止対策指導
- ・鳥獣被害防止に係る事業を有効に活用した総合的な対策の推進
- ・市町村間の調整、地方振興局との連携
- ・管内の農作物被害の情報収集及び情報発信

(農業総合センター)

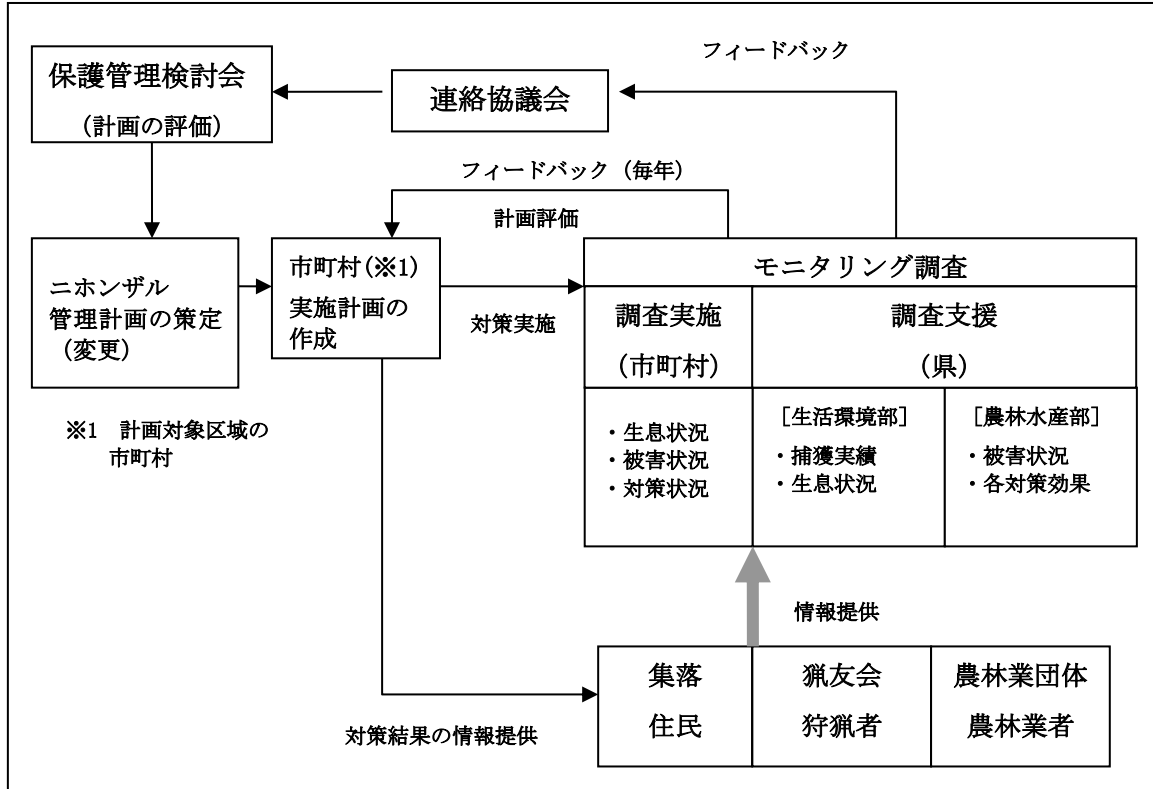
- ・新たな被害防止技術の研究・開発

◎市町村の役割 → 個体群管理、被害防除対策、生息環境管理

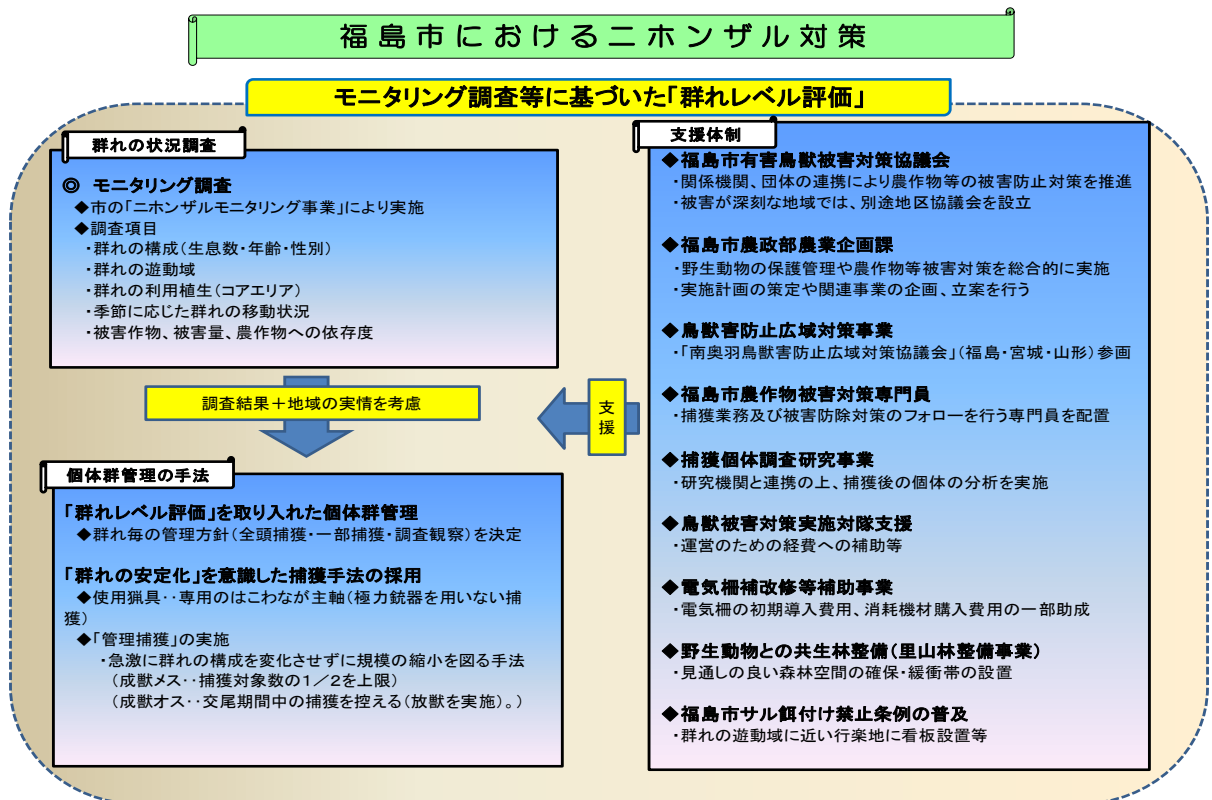
- ・特措法に基づく被害防止計画の策定
- ・特定鳥獣管理計画、市町村管理事業実施計画策定要領に基づく実施計画の策定
- ・鳥獣害の基本的対策の啓発
- ・市町村等の地域鳥獣害対策協議会の育成
- ・住民に対する情報提供及び指導

- ・生息状況及び被害状況等のモニタリング調査の実施
- ・被害防止対策関連事業の実施
- ・捕獲隊等による有害捕獲、個体数調整捕獲の実施

図表 1 9 モニタリング調査及びフィードバックの実施体制

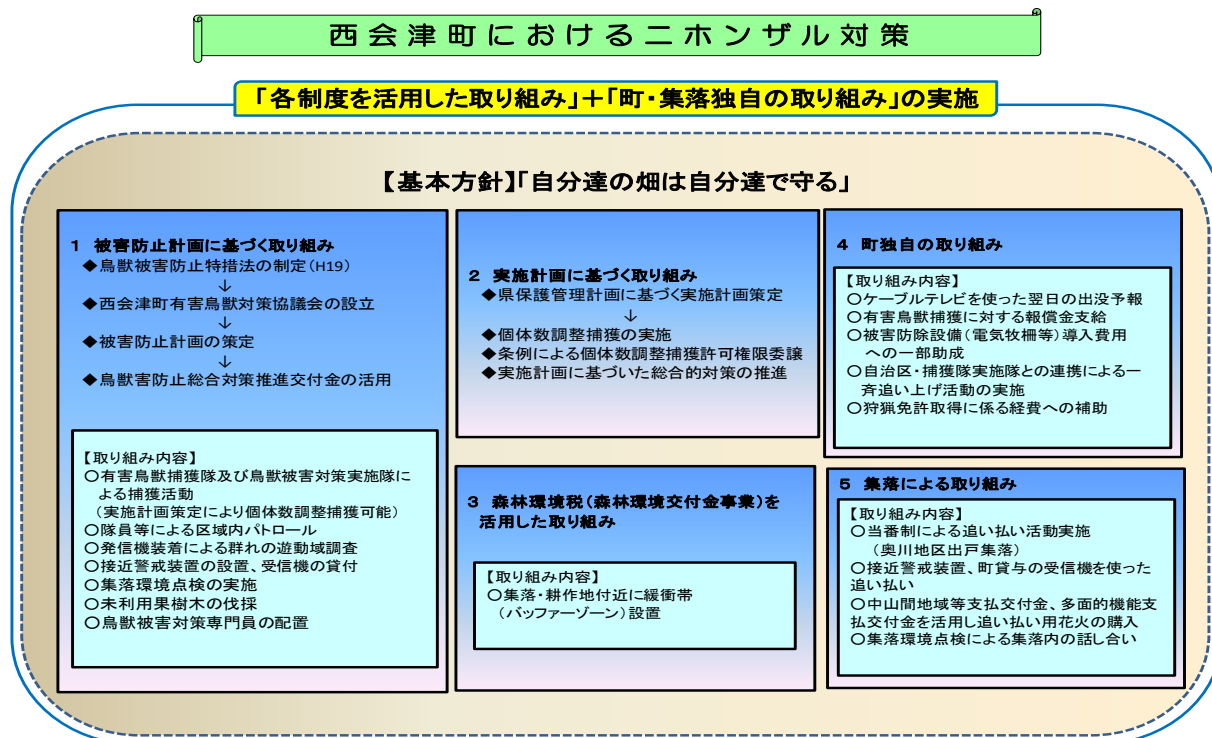


図表20-1 福島市におけるニホンザル対策



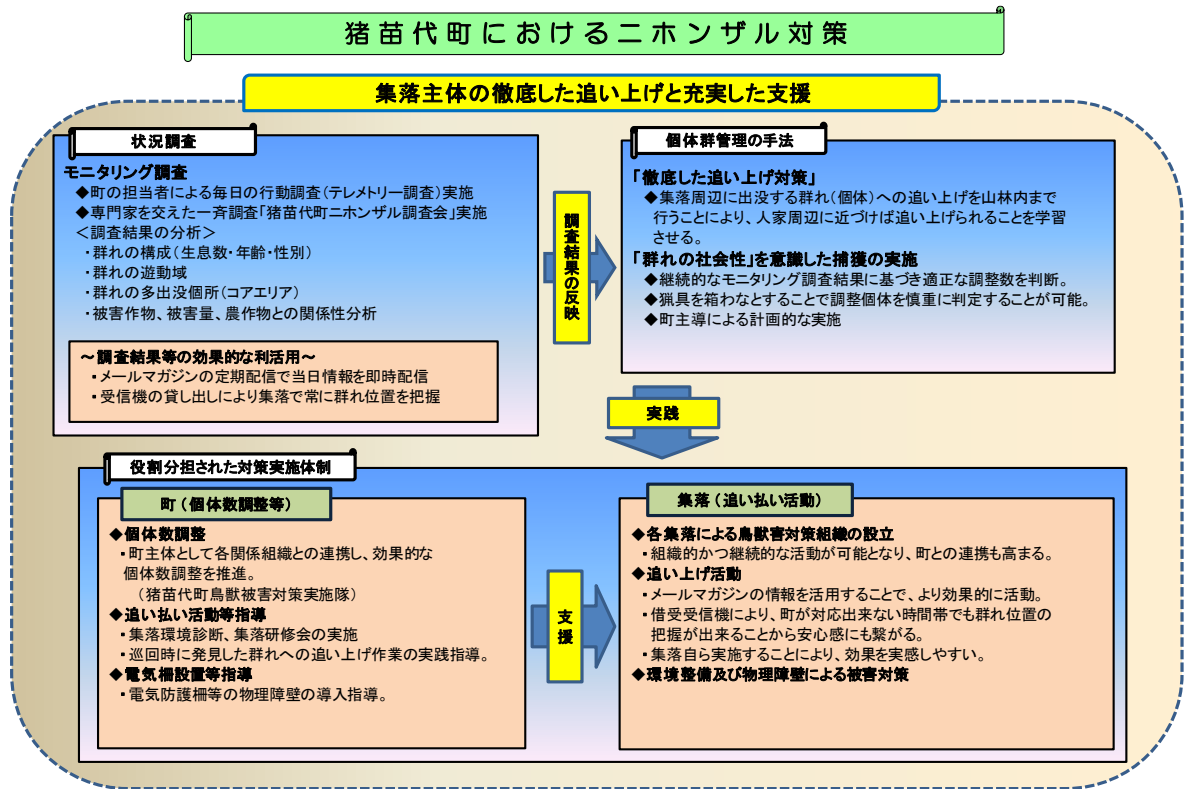
(各自治体の取り組みをもとに福島県自然保護課作成)

図表20-2 西会津町におけるニホンザル対策



(各自治体の取り組みをもとに福島県自然保護課作成)

図表 20-3 猪苗代町におけるニホンザル対策



(各自治体の取り組みをもとに福島県自然保護課作成)

表 2 1 - 1 外来生物法に規定されているサル目の特定外来生物（カニクイザル）

カニクイザル

分類：サル目オナガザル科

学名：*Macaca fascicularis*
英名：Long-tailed macaque, Crab-eating macaque
和名：カニクイザル
別名・流通名：カニクイザル
原産地と分布：インドネシア、フィリピン、ビルマ

未判定外来生物：*Macaca*属の全種（台湾ザル、カニクイザル、アカゲザル、ニホンザルを除く）

種類名証明書添付生物：*Macaca*属の全種

形態的特徴：頭胴長オトナオス41～65cm、オトナメス39～50cm、尾長オトナオス44～66cm、オトナメス40～55cm、体重はオトナオス3.5～8.3kg、オトナメス2.5～5.7kg。毛色は褐色であるが、灰色がかったものから、黄色っぽいもの、暗い色のものと多様。腹部はやや淡い色をしている。顔面は黒っぽく、まぶたや目の周囲は白っぽい。



尾長は頭胴長とほぼ同じか少し長い

形態的に類似した種との識別点

- ・ニホンザル
- ・カニクイザルよりも大型
- ・尾は短く10cm程度
- ・毛色は褐色から灰色

尾が短い



特記事項：サル目オナガザル科は132種からなり、カニクイザルはニホンザル *Macaca fuscata* と同じ *Macaca* 属に分類される。日本では定着はしていない。毛色によってはアカゲザル *Macaca mulatta* とまぎらわしいものもあるが、尾の長さが頭胴長より短ければアカゲザル、長ければカニクイザルと見分けられる。

（環境省：特定外来生物同定マニュアルより引用）

図表 2 1 - 2 外来生物法に規定されているサル目の特定外来生物（台湾ザル）

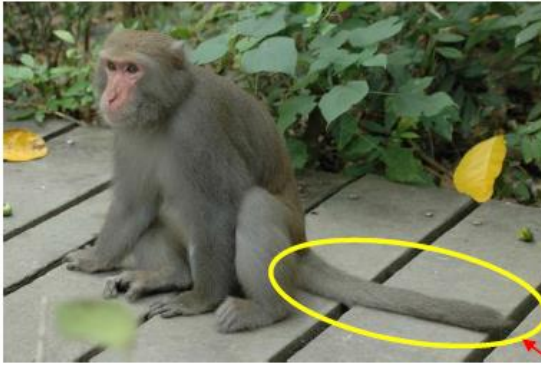
台湾ザル

分類：サル目オナガザル科

学名：*Macaca cyclops*
英名：Taiwan (or Formosan Rock) Macaque
和名：台湾ザル
別名・流通名：台湾ザル
原産地と分布：台湾

未判定外来生物：*Macaca*属の全種（台湾ザル、カニクイザル、アカゲザル、ニホンザルを除く）
種類名証明書添付生物：*Macaca*属の全種

形態的特徴：全身灰褐色で、四肢の先は黒い。頭胴長：雄40～54cm、雌36～45cm、体重は6～10kg。毛色は体全体がほとんど灰褐色で、四肢の先は黒い。尾長は頭胴長の7割ほどであり、先端まで太く長いのが特徴的。



尾は長く、先端まで太い

形態的に類似した種との識別点

- ・ニホンザル
- ・台湾ザルよりもやや大型
- ・尾が短く、10cm程度
- ・毛色は褐色から灰色

尾が短い



特記事項：サル目オナガザル科は132種からなり、台湾ザルはニホンザル *Macaca fuscata* と同じ *Macaca* 属に分類される。伊豆大島ではサツマイモや特産のアシタバなどの農作物やツバキへの食害が問題となっているほか、紀伊半島ではニホンザルとの交雑が occurring。下北半島では、ニホンザルの北限個体群（国指定天然記念物）への遺伝子攪乱の危険性があったが、2004年までに全頭が捕獲された。

（環境省：特定外来生物同定マニュアルより引用）

図表 2 1 - 3 外来生物法に規定されているサル目の特定外来生物（アカゲザル）

アカゲザル

分類：サル目オナガザル科

学名：*Macaca mulatta*

英名：Rhesus Monkey

和名：アカゲザル

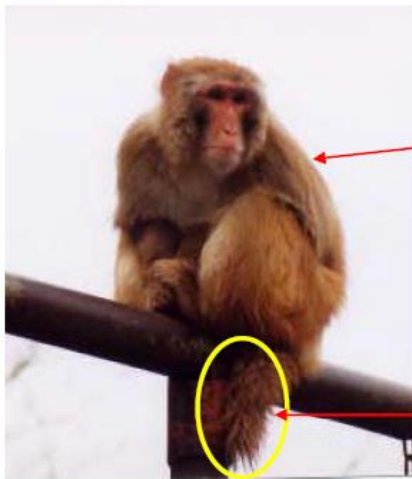
別名・流通名：アカゲザル

原産地と分布：インド、チベット(ヒマラヤ)、アフガニスタン、中国、ベトナム

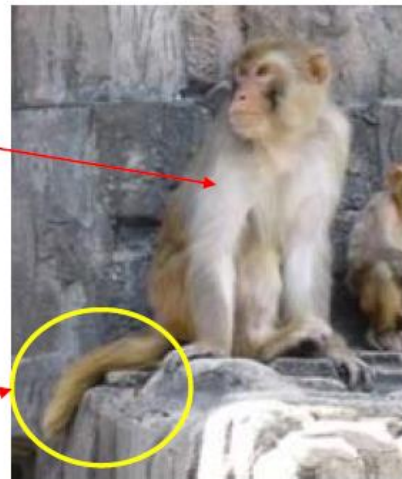
未判定外来生物：*Macaca*属の全種(タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ニホンザルを除く)

種類名証明書添付生物：*Macaca*属の全種

形態的特徴：頭胴長47～64cm、尾長19～30cm、体重はメス5.4kg、オス7.7kg。尾の長さは近縁のタイワンザルよりは短い。毛色は全身がオレンジがかった赤褐色で、腹側は淡い色をしている。顔と尻には毛がなく、オトナでは赤い。



全身は赤褐色の毛に覆われるが、腹側は淡い。



長い尾

形態的に類似した種との識別点

・ニホンザル

- ・アカゲザルよりもやや大型
- ・尾が短く、10cm程度
- ・毛色は褐色から灰色

尾が短い



特記事項：サル目オナガザル科は132種からなり、アカゲザルはニホンザル *Macaca fuscata* と同じ *Macaca* 属に分類される。ニホンザルと比べると、体の大きさはほぼ同じであるが、尾の長さや毛色(ニホンザルは褐色から灰色)で違いがある。また、毛色によってはカニクイザル *Macaca fascicularis* とまぎらわしいものもあるが、尾の長さが頭胴長より短ければアカゲザル、長ければカニクイザルと見分けられる。

(環境省：特定外来生物同定マニュアルより引用)